

出典「新版 住民基本台帳法逐条解説」（自治省行政局振興課編著 日本加除出版）

本条は、昭和六〇年法律第七六号により改正されるまでは、基本的に何人でも市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求することができる」ととしており、法第一二条とともに住民基本台帳が公開を原則とする」とを明らかにしていた。

このように住民基本台帳が公開とされたのは、法制定時において主として次のように考えられていたためである。

- ① 住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とすることが少くないことから、住民の居住関係を地方公共団体が公に証明するとともに、地方公共団体の住民に関する行政の基礎とするという住民基本台帳制度の趣旨から、住民基本台帳を何人にも公開することとし、住民の利便の増進及び地方公共団体の行政のために活用されることを予定していること。
 - ② 本法の前身である住民登録法においても、住民票は公開とされてきており、また個人の身分関係を公証する戸籍も原則として公開とされてきていること。
 - ③ 住民票の記載事項には、基本的には個人の秘密に属するような事項は含まれていないと考えられること。
- このようにして法は住民基本台帳を公開としたわけであるが、個人情報に関するプライバシー保護についての社会的な関心が強まるにつれて、この公開制度について、主として次のような問題点が指摘されるようになつた。
- ① 住民票の記載事項の中には、本籍、世帯主との続柄の記載等、場合によつてはみだりに公開されることが不適当であると考えられる事項があること。
 - ② 住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を利用して市町村の住民名簿を作成し販売するような遺憾な事件（例えば昭和四八年の山形県鶴岡市における「鶴岡市名鑑」出版事件）の発生が見受けられること。
- この中で、自治省としては、昭和五六年から通知による法の運用により、住民基本台帳の大量閲覧等がプライバシーの侵害や差別的事象につながるおそれがあると認められるような場合において一定の公開制限を行い、また住民基本台帳の閲覧等の処理手続に関する規定等の整備を推進するなどして対処してきたところであつた。しかし、このような通知による運用のみではその趣旨が徹底しない嫌いがあつたり、また、各市町村によつて取扱いに差異が生じ、窓口でのトラブルの原因となつたりしていただため、住民基本台帳についても、法の運用による対処ではなく、戸籍法（昭和五一改定）のような一定の公開制限を内容とする法改正を望む声が市町村を中心として強くなり、昭和六〇年六月、本法は公開制度を中心に大幅に改正され、現行の規定が昭和六一年六月一日から施行されたものである。

出典「改訂 住民登録法詳解」

(平賀健太・阿川清道共著 帝国判例法規出版社)

本条は住民票の閲覧、謄本・抄本の交付、謄本・抄本の再認証及び住民票の記載事項の証明など住民票の公開について規定している。

1 居住に関する事実は、公法上及び私法上において個人の生活に重大な関係があることは、第一条においてのべたとおりである。住民票が市町村住民の居住関係の公証を目的とするものである以上、住民票は個人の生活の利便のために最大限に利用されることが望ましく、また官公署の行政上の必要のためにも住民票は公開されなければならない。本条が何人でも住民票の閲覧等を請求することができるとしたのはこのためである。のみならず住民登録は第一條においてのべたように、それ自体住民の利便の増進を目的としている。したがつて住民票はその住所事項に関する記載内容のみならず、その戸籍事項に関する記載内容についてても戸籍に代る作用をいとなむものとして、従来戸籍の謄抄本を必要とした各種の場合にはできるかぎり住民票の謄抄本またはその記載事項の証明でたりうとされることが制度上もまた官公署の実務の取扱上においてあきわめてのぞましい。特に昭和三十二年三月二〇日法務省令第一一号をもつて不動産登記法施行細則の一部が改正せられ、所有権の保存又は移転の登記を申請（又は嘱託）する場合には、虚無入名義による登記を防止するため、申請書に掲げた登記権利者の住所を証する書面の提出を要するものとされたことを注目すべきである。⁽²⁾これによつて住民票の利用価値が一段と増加したばかりでなく、住民登録制度は従来印鑑証明を通じて間接の関連しか有しなかつたものが、それによつて不動産登記と直結せしめられこととなり、住民票が刑法第一五七条にいう権利義務に関する公正証書であるという見解を一層根拠付けることとなつたと考えられる。

出典「改訂 住民登録法詳解」

(平賀健太・阿川清道共著 帝国判例法規出版社)

請求は戸籍の場合とおなじく、何人からでもすることができる。市町村は正当な事由がないかぎりこの請求をこばむことができないことは、明文の規定がなくとも、戸籍の閲覧等の場合と同一に考えて差しつかえない（戸法一〇条一項但書）。したがつて市町村は、条例で定められた手数料を納付しないで住民票の閲覧等を請求する場合⁽⁵⁾、多人数の住民票を謄写して他人に閲覧させる目的で住民票の閲覧を請求する場合⁽⁶⁾、一時にみだりに多数の住民票の謄本を請求し、また役場が災害のため事實上請求に応じないような場合には、住民票の閲覧等の請求をこばむことができると解すべきである。しかし住民票の閲覧等は、熟考の妨げとならないかぎりは、たとえ當利上の便宜のために供する目的の場合でもこれをこばむことができない。⁽⁸⁾

選挙人名簿制度の概要

一 概 要

選挙権を有していても、これを行使（投票）するためには選挙人名簿に登録されていなければならない。選挙人名簿は、選挙人の範囲を確定しておこなうに選挙人を登録する公簿である。この場合、選挙人名簿に登録されても、選挙権を行使（投票）するためには、選挙当日に実質的に選挙権を有していなければならぬ（法四二三）ので、選挙人名簿は選挙権を創設する性格のものではない。

選挙人名簿制度は、選挙の当日、投票しようとする者が、本当に投票することができる選挙人であるかどうかをいちいち審査することは事实上不可能であるので、あらかじめ選挙権の有無を調査して有権者を登録しておけば、投票が円滑に行われるという点や選挙人名簿のチェック、活用（投票所での選挙人と選挙人名簿の対照は名簿原本でもよいが通常は名簿の抄本を用いて行われる。）により二重投票の防止ができるという点からとられたものである。

我が国では、選挙人名簿の登録は昭和四四年の公選法改正以後は住民基本台帳の記録に基づいて市町村の選挙管理委員会が、登録資格を調査して登録するという融権登録主義をとっている（それ以前は、選挙人の申告をもって適格者を登録する申告登録主義であったり、両者の併用によるものであった。）

また、一度有效地に名簿に登録されたときは、その登録は永久に有効であり（法一九〇）、死亡、国籍の喪失、他市町村への住所移転等のため選挙人名簿から抹消される場合（後述）を除き、そのまま登録しておかれる、いわゆる永久選挙人名簿制度である。

一 選挙人名簿の様式、調製機関

選挙人名簿は、選挙人の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するといじられており、投票区ごとに編製される。編製された名簿は、国議員の選挙、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙を通じ共通の名簿として用いられる（法一九〇、二〇〇〇〇）。

なお、選挙人名簿は、カード式名簿のほか、帳票式名簿、一定の要件を満たせば電子ディスクにより作成することもある。

選挙人名簿の調製機関は市町村の選挙管理委員会であり（法一九〇）、名簿への登録をはじめ、表示、表示の消除、登録の抹消、登録の移管など、異議の申出に対する決定等はすべて選挙管理委員会によって行われる。選挙人名簿は毎年四回及び選挙が行われる際に、新たに選挙権を有するなどとなる者を登録することにより調製され、いつたん調製された名簿は、前述のように永久に据え置くもの（永久選挙人名簿）とされている。

なお、選挙人名簿は投票区ごとに編製されるので、名簿登録者が当該市町村の他の投票区に住所を移した場合には、登録の移管（旧住所地の投票区から新住所地の投票区に登録を編製権をすること）が行われる（令一七）。

三 選挙人名簿の登録、抹消、表示

(一) 投票登録資格

選挙人名簿に登録されるためには、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満10歳以上の日本国民（選挙権の消滅的要件に該当し、選挙権を有しない者を除く）で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村からの転入者で住民基本台帳法に基づく転入届をしたものについては、その届出をした日）から引札統計三か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者でなければならぬ（法二二①）。

すなわち、当該市町村の区域内に登録の時点で現実に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていることが必要である。また、住民基本台帳記録三か月以上という登録要件は、前述の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三か月以上住所を有するという住所要件とは対応するものになる。

なお、右の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更があつても中断されない（法二二②）。

例えば、A町の一部がC町に編入されたとすると、A町とB町が合併してC市が新設された場合とかば、当該区域の住民は従来と法人格を異にする市町村の住民基本台帳に登録されようとなるが、これらの住民が従来のA町なりB町の住民基本台帳に記録されていた期間は、新しい市町村の住民基本台帳記録期間に通算されるのである。

(二) 選挙人名簿の登録

登録は、毎年三月、六月、九月及び十二月に行われる（定期登録）とともに、選舉のつどにわたりて行はれる（選挙時登録）。

定期登録は、登録月の一日を基準日として、登録される資格を有する者を当該登録月の一日に登録するものによって行われる（法二二①）。

定期登録は、登録月の一日から同月七日までの間に選舉の期日がある選舉を行ふ場合には、選舉の事務と定期登録の事務（後述するように登録月の三日から同月七日までの間、定期登録の総数が行われる）が重複することによる支障が生えられるものと、定期登録の総数期間中に投票日を迎えることになり遅延にならじので、その登録の日を当該選舉の期日の翌日以後三日以内のいずれかの日に繰り延べて定めることがやむをりになつてゐる（法二二①ただし書、令110）。

選挙時登録は、選挙のつど基準日と登録日を定めて行はるものである。なお、年齢については選挙期日現在で算定され、登録は選挙期日の公示日の前日に行われるのが通常である。

選挙時登録の基準日、登録日、総数期間は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会）が定めるものとされてゐる。

選挙人名簿の登録には、以上二つの方法があるが、例外的に、定期登録又は選挙時登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有しており、かつ、引札統計その資格を有しているにもかかわらず登録されてしまい脱落する者を救済するために行われる補正登録の制度がある（法二二六）。補正登録は、当然に選挙人名簿に登録されているべき者が登録されていない場合の更正措置であるから、脱落を発見した時点で登録資格を失つている者には適用されない。

(2) 選挙人名簿の表示及び抹消

選挙人名簿に登録された者が、選挙権の消極的要件に該当して選挙権を有しなくなつた場合及び当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合にも、直ちに選挙人名簿の登録を抹消されるわけではなく、一たん選挙人名簿上にその旨の表示がなされると（法117①）。そして、これらの者が名簿に登録される資格を回復すれば、その表示は剥除され從前どおり表示のなし姿になる。

登録される資格を回復するに伴う表示の消除が行われる場合の例としては、①公選法第一一条の規定により選挙権を有しなくなつた者が復権した場合、②他市町村へ転出した者が、再転入し、次の(2)により名簿から抹消されるまでの四か月間に登録要件を満たした場合等が考えられる。

選挙人名簿に登録されている者が、次の事項に該当する場合には、直ちに名簿から抹消される（法118）。

- (1) 死亡し又は日本国籍を喪失したとき。
- (2) 転出の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四か月を経過したとき。
- (3) 登録の際に登録されるべき者でないことを（隠載者であつたとき）。

四 選挙人名簿の縦覽、異議の申出、閲覧

市町村の選挙管理委員会は、定期登録の場合には、登録月の三日から同月七日までの間、選挙時登録の場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員選挙の場合は、中央選舉管理会）が定める期間、午前八時三〇分から午後五時まで市町村役場などの場所で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覽に供するものとされている（法113）。

縦覽の目的は、選挙人に名簿の登録に關し異議の申出の機会を与えて登録され、選挙権のない者の登録、二重登録を予防して名簿の正確を期すことにある。なお、選挙人名簿に關する異議の申出及び訴訟については第七章を参照されたい。

選挙人名簿は正確であることが求められる。そのため定期選挙人の目にやれさせてお不知不づく、その抄本（名簿原本の必要箇所を複写して作成されたもの）を閲覧に供するものになつてゐる。ただ、選挙時は、選舉事務が多く大変であるので、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間は閲覧は行われない（法119②）。なお、閲覧することができる時間は、公選法第117〇条の規定が適用されないので、選挙管理委員会の職員につき定められてゐる執務時間内である。

なお、平成14年の改正により、選挙人名簿を放氣ティスクをもつて調整している団体においては、コンピュータのディスプレイ上に該当事項を表示する方法で閲覧を行うことも可能となつてゐる。

選挙人名簿等に関する争訟制度の概要

選挙人は、選挙人名簿の登録に關し不服があるときは、締覽期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議の申出をすることができる（法二四〇）。「登録に關し不服があるときは」とは、登録される資格がないのに登録されている場合や登録される資格があるのに登録されていない場合のことであり、「選挙人」とは、選挙区には關係なく、広く選挙権を有する者又は選挙権を有すると主張する者をいう。

異議の申出に関する市町村の選挙管理委員会の決定があつた場合、その決定に不服がある異議の申出人又は關係者（登録に關し不服の対象とされた者）は、当該市町村の選挙管理委員会を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に、当該選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所に出訴することができる（法二五〇②）。

判決に不服がある者は、控訴はできないが、最高裁判所に上告することができる（法二五〇③）。

なお、選挙人名簿に関する争訟と選挙の効力に関する争訟との關係についてであるが、選挙人名簿の個々の登録内容の誤り、すなわち選挙人名簿の脱漏、誤載に帰する取扱は、選挙人名簿に関する争訟のみで争われるべきで、選挙の効力に関する争訟で争うことは許されない。しかし、例外的に選挙人名簿そのものが無効であつたり、定期登録や選舉時登録が全体として無効であるような場合は、選挙の効力に関する争訟で争うことができると解される。

選挙人名簿に関する争訟の性質については、民衆争訟であると解されており、したがつて行政事件訴訟法、行政不服審査法との關係は、第六節で述べたところと同様となり、行政事件訴訟法との適用關係については公選法第二十五条第四項、行政不服審査法の一部の規定の準用については公選法第二四条第三項により、それぞれ明らかにされている。在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出、訴訟については、選挙人名簿の登録に関する異議の申出、訴訟の手続が準用されている（法三〇の八、三〇の九）ので、選挙人名簿に関するものと同様となるが、訴状を国外から国内へ郵送する場合は、出訴期間に郵送に要した日数を含めないこととされている。

公職選挙法逐条解説（抜粋）

二 従来、選挙人名簿の閲覧については、選挙時のほか、登録の縦覧後登録を整理するために必要な期間を除いて閲覧に供していたが、昭和四十四年の法改正により、選挙人名簿の登録が職権で行われることになつたこと及び縦覧制度が改められたことに伴い、登録についてできるだけ常時選挙人の確認を得ておく必要があるため、登録時においても閲覧に供することとなつた。この場合、選挙人名簿の原本を閲覧に供した場合はカードの紛失等不測の事故が発生するおそれがあり、現在、選挙人名簿の抄本は通常原本の必要箇所を複写することにより作成されているので、抄本を閲覧に供することとした。もつとも、本条第二項は、市町村の選挙管理委員会の便宜供与の規定であるので、必要があれば当該市町村の選挙管理委員会の判断で、選挙人名簿の原本を合わせ閲覧に供することも差し支えない。

閲覧は選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除いてである（2）。「選挙の期日後五日に当たる日までの間」とは、選挙の期日の翌日から起算して五日目までをいう。

抄本は、閲覧の時までに作成されているすべての抄本であり、原本が修正、表示された場合には、抄本についてもその都度修正、表示すべきである。なお、法第十二条第一項、法第二百五十二条及び政治資金規正法第二十一条の規定による失権者の表示については、それが個人の名誉に関することにかんがみ、抄本への表示の方法について一般有権者において簡単にその旨を識別することができないように特段の配慮をすることが望ましい。また、同様の趣旨から、本人又は関係人以外の閲覧については、なるべく抄本をもつて閲覧させるようにすべきである。

適当な便宜供与の規定については、選挙人名簿を正確ならしめることがその趣旨であるので、市町村の選挙管理委員会の予算と労力の範囲内でできるだけ便宜を供与すべきである。便宜供与については、その趣旨に反しない限り選挙人の動機は特に問わない。選挙運動を目的とする贋写についても差し支えない（昭四一、四質疑集）。

閲覧に供する時間については、法第二百七十三条の規定は適用されないので、当該市町村の選挙管理委員会の職

三 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。(3)。

調査の請求は、調査の上選挙人名簿の修正措置をとるべきことを求める意ではなく、単に調査すべきことを請求するに止まるものである。

選挙人とは、ひろく選挙権を有する者又は選挙権を有すると主張する者であればよい。選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるのは自己以外の他人についても含まれる(昭四一、四質疑集)。

調査の請求は、異議の申出と異なるので、選挙人が選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認識すれば足りる。表示をされた者が、表示の事由に該当せず、又は該当しなくなつたときには、本項の規定により市町村の選挙管理委員会に対し表示の削除を求めることができる。「誤載」には、登録すべき資格を有しないにもかかわらず誤つて登録された者のか、その後において資格を有しなくなつた者も含まれる。「誤記」については法第二十七条の解説中の二において述べた記載内容が誤つてゐる場合と同様である。

調査の請求があればその都度調査すべきであり、その結果市町村の選挙管理委員会は修正の事由があると認めるとときは、次により名簿の修正を行わなければならぬ。

- (一) 捕正登録の事由に当たる場合には直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示する。
- (二) 誤載については直ちに抹消する。
- (三) 誤記については直ちに訂正する。

調査の請求については、法第二百七十条ただし書により、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならないこととされている。